

【定期報告の必要な特定建築設備】

種 別		対象となるものの種類
1	昇降機	(1) エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 ※住戸内を昇降するものや、労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号にかかげる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの）のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1t以上のもの）を除く
2	防火設備（定期報告が必要な建築物に設置されたもの、または特定建築物の表で用途が2に該当し、床面積が200平方メートルを超える建築物に設置されたもの）	(1) 防火戸 (2) 防火シャッター（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く）
3	建築設備（定期報告が必要な建築物に設置されたもの）	(1) 換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る） (2) 排煙設備（排煙機または送風機を設けたものに限る） (3) 非常用照明装置 (4) 給排水衛生設備（給水タンク、貯水タンク、排水槽を設けたものに限る）

この表の規模については、その用途に供する部分（廊下、便所等もその用途に使用していれば含む）だけを対象とし、かつ敷地内に2棟以上ある場合は、その合計でなく、それぞれの棟単位で適用されます。

上表用途2とは、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等です。